

2 各学校の取組

（2）休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

なお、定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。

- ② 各部活動に係る大会等のうち校長が特に認めた年間4回までの大会等（以下「4大会等」という。）に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

なお、校長が各部活動における4大会等を選定するに当たっては、各部活動の市の専門委員会等で協議し、可能な限り学校間で統一してこれを決定する。

（3）活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は4時間程度以内とする。

- ② 4大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

（4）早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

例外として、4大会等の前1か月の間における2週間は、校長の承認により早朝練習を行うことができる。この場合においても、全ての活動時間を合計して週16時間を超えることがないよう配慮する。

また、早朝練習を行う場合は、生徒の健康に留意し、保護者の理解を得て実施する。

（5）参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる4大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。

2 各学校の取組

（2）休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、1週間のうち2日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に1日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に1日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。

なお、定期テストの1週間前及び学校閉庁日は休養日とする。

- ② 中学校体育連盟が主催する2大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する2コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）に参加する場合は、その開催日の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

（3）活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は1日2時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は3時間程度以内とする。

- ② （2）②の大会等の前1か月の間における2週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週16時間を超えないよう配慮する。

（4）早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

（5）参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる2大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。